

## 第17回津家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成24年1月20日（金）午後1時15分～午後4時00分

### 2 開催場所

津家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

相原健一，伊賀恵，上野利通，唐澤健治，高林学，高松進，戸田彰子，  
永井玲子，中村文子，西口和之，美濃部浩一郎，山下郁夫（委員長）

（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

事務局長，事務局次長，首席家裁調査官，首席書記官，次席家裁調査官，  
訟廷管理官，主任家裁調査官，裁判所書記官，総務課長，総務課課長補佐

### 4 議事

(1) 開会の言葉

(2) 委員の紹介

(3) 委員長の互選

(4) 委員長代理の指名

(5) 所長あいさつ

(6) DVD「私は成年後見人」上映

(7) 主任家裁調査官及び裁判所書記官による説明

成年後見制度の概要や手続等について説明した。

(8) 意見交換

今回のテーマである「成年後見制度について」の意見交換の要旨は，別紙のとおり

(9) 次回の意見交換のテーマについて

「少年事件の手続と処遇について」

(10) 次回開催日 平成24年7月9日（月）午後1時15分

(11) 閉会の言葉

(別紙)

意見交換の要旨 (●委員長, ○委員, □事務担当者)

- 後見人は、治療行為について同意することができるのか。
- 治療行為についての同意は、法律上、後見人の権限として明記されていないが、後見人と医療機関との間で話し合っ、申合せのような形で解決がなされているケースもある。
- 医療機関では、誰にどのような形で同意してもらうかについて、本人と後見人、親族との関係からケースバイケースで判断することとなるので、後見人との間で申合せをするといった方法でも問題はないと思う。
- 後見人に治療行為について同意する権限を認めることについては、本人の判断能力に問題がある場合の第三者による同意全般に関する問題として賛否両論の立場から議論されているところである。
- 本人は後見人が必要な状態であり、4親等内の親族もいるが、借金等の問題があるなどして親族全員が関与を拒否している場合、成年後見制度を利用することはできるのか。
- 成年後見制度を利用するに当たっては、家庭裁判所への申立てが必要であり、上記のような場合は市町村長による申立てに基づいて手続が進められることとなる。最近、申立てや成年後見人の報酬について予算を組んでいる行政機関等も徐々に増えてきており、民生委員や福祉関係者などからの相談が端緒となって、行政機関等から家庭裁判所に事前に相談がなされ、申立てに至るケースも多い。
- 本人の面倒を見ていた親族に不正行為や虐待が疑われたケースで市長申立てがなされるなど、最近、徐々に自治体の協力が得られるようになってきているので、専門職が自治体をフォローし、成年後見制度の利用の促進を図っていくことも大切だと考えている。
- 後見人を必要としている人が成年後見制度を積極的に利用できるようにするた

めには、法律的な枠組みにとらわれず、裁判所が行政機関等と連携していくことが必要だと思う。

- 民生委員は、一人暮らしや認知症に罹患している高齢者の状況をよく把握しているのだから、それらの情報を基に市町村長が申立てを行えるネットワーク作りが有効ではないか。
- 家庭裁判所では、成年後見人の不正行為を防止するためにどのような方策を実施しているか。
  - ①受理時に参与員による面接等をした上で、適正な成年後見人を選任し、②選任時に後見人に書面やDVDで責任と役割を説明して、③裁判所による後見事務の監督として、後見人から定期的に後見事務報告書及び財産関係資料を提出してもらい、財産の管理状況を確認している。報告書が提出されない場合や内容に疑義がある場合は、早急に、調査官調査や審問を行って後見人に説明を求めたり、解任して別の後見人を選任したりするなど、被害を拡大させないための措置を講じている。
- 報告書の提出時期は、どのように決まるのか。
  - 後見人は、選任直後に財産状況報告書を提出することになっており、その後の報告書の提出時期は、財産の多寡やリスク要素等を勘案した上で、事案に応じて決めている。
- 金銭の用途について、どの程度の報告を求めているのか。生活費等についても、出納帳に記載させたり、領収証を提出させたりして報告させないと、業務上横領等の問題が生じる危険性があるのではないか。
  - 後見人は、選任時に、月及び年単位の支出予定表を作成して、収入及び支出の資料とともに裁判所に提出することとなっている。この時点で収支の枠組みが固められ、裁判所による後見事務の監督時には、収支がこの枠組み内に納まっているかどうかを確認している。大きな支出については、領収証を提出することとなっているので、領収証のないものや枠組みから大きく外れているものについては、審問等で後見人に用途等を説明してもらい、確認するようにしてい

る。

- 不正行為の発見には、親族からの連絡を端緒として調査することも有益であると思う。
- 事後のチェックだけで後見人の不正行為を防ぐことは難しいと思われるが、津家裁では後見制度支援信託を利用した事例はないのか。
- 後見制度支援信託については、最高裁が平成24年2月を目処に導入する方向で準備を進めており、津家裁においても、三重弁護士会やリーガルサポート三重支部の意見や協力を得ながら活用について検討を進めているところである。